

(仮称) 太田市外三町広域斎場連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「一市三町」という。）における斎場の広域化について検討、連絡及び調整を行うため、(仮称) 太田市外三町広域斎場連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連絡調整会議は、別表に掲げる組織で構成する。

(検討事項)

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 一市三町による斎場の広域化に関すること。
- (2) 斎場の設置場所に関すること。
- (3) 斎場に要する経費の負担に関すること。
- (4) 斎場を所管する組織に関すること。
- (5) その他必要事項に関すること。

(会議)

第4条 連絡調整会議の会議は、必要に応じて開催する。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、太田市市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議で別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

千代田町	住民福祉課
	環境下水道課
大泉町	住民課
	環境整備課
邑楽町	住民課
	安全安心課
太田市	市民課
太田市外三町広域清掃組合	
大泉町外二町環境衛生施設組合	